

答申第 796 号

情公第 2258 号  
令和 6 年 10 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成31年 4 月 17 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件  
（その50）（諮問第838号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成31年1月21日付け裁決を受け、同年2月19日付けで行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表項番⑥及び⑦の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月7日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年8月31日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成30年11月22日付けで、諮問実施機関に答申（以下「前回答申」という。）した。
- (6) 答申を受けた諮問実施機関は、平成31年1月21日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。
- (7) 実施機関は、本件裁決を受け、審査請求人に対し、平成31年2月19日付けで、前回答申に沿った決定として、平成28年9月5日に開催された特定会議Aの会議資料（以下「A文書」という。）及び同月15日13時30分から17時15分までの間に開催された特定会議Bの会議資料（以下「B文書」という。）を対象文書として特定のうえ、条例第5条第1号又は第

4号に規定する非公開情報に該当することを理由に、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(8) 審査請求人は、平成31年3月14日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(9) なお、過去に当審査会は、同一請求人に係る諮問案件において、本件非公開情報のうち、別表項番①～③の「非公開情報」欄に掲げる情報と同一の情報の非公開情報該当性について審議し、答申（平成30年11月19日付け答申第699号。以下「答申第699号」という。）を行っている。また、別表項番⑥及び⑦の「非公開情報」欄に掲げる情報と同一又は同種の情報の非公開情報該当性について審議し、答申（平成30年11月22日付け答申第702号。以下「答申第702号」という。）を行っている。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 前回答申において、文書の特定漏れが認定されており、また、実施機関の別の担当課は、平成31年1月30日付け弁明書においてさらに特定漏れを起こしたことを自白している。それらの経緯を鑑みても、さらに特定漏れを行っていることが否定できない。

ウ 原処分について審査会で審査済みであるとの弁明があるが、実施機関が答申を尊重した裁決をするか、裁決どおりの処分をするかどうかは、別の問題であり、実際に、答申とは異なる処分がなされることが生じている以上、審査済みであるということとはできない。

#### (2) 非公開情報該当性について

ア 講師という立場上、当該事業における職務として当該研修に講師として参加している以上、当該講師個人の活動ではなく、法人や任意団体としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により公開・非公開を判断すべきであるが、かかる事業の講師になったことが明らかになっても、

法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

イ 受講者といっても、医師会又は病院ごとに枠が与えられて各所属の医師会又は病院の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、法人や任意団体としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により公開・非公開を判断すべきであるが、かかる研修に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

また、実施機関の弁明書において、一部氏名を非公開としたとの説明があるが、どのような性質の人物の氏名が非公開とされたのか不明であり、理由付記に不備があると言わざるを得ない。

ウ 連絡会議の構成員といっても、当該連絡会議ないし構成する法人ごとに枠が与えられて当該連絡会議ないし各所属の法人の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、当該連絡会議や当該法人としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により公開・非公開を判断すべきであるが、かかる会議に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

エ 面接対応実績の数値については、一般に、このような相談・面接は同じ人が継続的に面談を受けたり、新たな人が面談を受けたりするなどして少しずつ増えていき、一定期間を経過したところで打ち止めになるものである。本件においても、公開文書には、「面接対応実績(9/2現在)」及び「面接対応実績(9/8現在)」と記載があるとおり、あくまで9月2日時点及び同月8日時点での数字であることが明記されていることから、後日、最終的な数値を公表することに対して何らの支障も生じない。

ほとんど面接が実施されていないものがあるのであれば、その担当者が高圧的、権威的に対応しているなどのことが考えられ、面接対象者の

権利保護のためにも公開すべきである。

オ 貴審査会の答申例によれば、情報公開請求に対しては、請求者にのみ公開するにとどまり、一般に公表することにはならないとのことであるから、公表という表現は適さないというべきである。票数と点数については、公開したとしても、採点の傾向や基準が実質的に明らかとなるとは程遠く、あくまで憶測の域を出ない。そして、これを公開しなかったとしても、関係者からの選考に関する要望はなされうるものであり、選考がある以上、関係者間で一定程度の摩擦と言える現象が生じうることは不可避である。また、万一、採点の傾向や基準が実質的に明らかとなるとしても、選考が不公平であった場合に選考の不公平が明らかになることはあっても、公平性に支障を来すことにはならない。むしろ情報公開によって得られた情報によって関係者が行政や公益性の強い民間団体等に要望等を出すことはそもそも情報公開法制の所期するところである。また、公開請求時ではなく、処分時を基準に判断すべきものである。

(4) 裁量的公開等について

ア 非公開部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的公開規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化されることになることを懸念する。

(5) 処分理由の追加について

弁明書により非公開理由が追加されているが、本件が前回答申を受けて、特定漏れについて追加で行われた処分であること、前回答申に係る行政不服審査、裁決、本件処分の通知書において説明ないし理由付記することが可能であったのに、あえてこれを怠ったことから、弁明書の時点で非公開理由を追加することは違法であり、認められない。

(6) その他の主張

実施機関は、審査会の答申で公開の判断が出ている情報につき非公開と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような

措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

#### 4 実施機関（担当：健康医療局鎌倉保健福祉事務所）の説明要旨

##### (1) 行政文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

審査請求人は、前回審査請求においても、文書の探索が不十分であること等を主張しているが、この点については、本件裁決において明らかなように既に審査済みである。

当該審査の結果、本件公開請求の趣旨に照らして特定すべき文書は、本件裁決のとおり、本件処分において改めて特定した文書のみであるところ、この点について変わるところはなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定に遺漏はない。

##### (2) 非公開情報該当性について

###### ア 条例第5条第1号該当性について

###### (ア) 別表 項番①～③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定の個人を識別できる情報であることが明らかであることから、条例第5条第1号に該当し、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、標記情報に含まれる特定の個人の役職名について、これを公開した場合、他の情報と照合することによって当該特定の個人を識別できることから、部分公開もできないことを補足する。

###### (イ) 別表 項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定の個人の氏名が記載されていることから、個人を識別することができる。また、公にしている慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

(ウ) 別表 項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定の団体に所属する特定の個人の氏名及び肩書が記載されていることから、個人を識別することができる。よって、標記情報は、条例第5条第1号に該当する。

イ 条例第5条第4号該当性について

(ア) 別表 項番⑥及び⑦の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定事件に係る職員のこころのケアとして実施した面接の実績値であるが、公表前の未確定情報であって、正確性が担保されたものではなく、かかる情報を公開すると、後日正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 別表 項番⑧及び⑨の「非公開情報」欄に掲げる情報

項番⑧は、特定年度研究奨励表彰の予備選考結果に関する情報であり、項番⑨は、特定年度神奈川県公衆衛生協会会長表彰の候補者に関する情報である。本件公開請求時にはいまだ選考過程にあるものであるところ、かかる情報を公開すると選考に当たっての採点の傾向や基準が実質的に明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるなど、県が事務局を務める公衆衛生協会の受賞者選考事務の公平で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であると主張するなど、実施機関による行政文書の特定の妥当性を争っている。これに対し実施機関は、本件裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もなく、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで、以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関はA文書及びB文書を

対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、本件裁決の内容及び本件処分の内容を確認したところ、当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、これらの文書以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情が認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 別表 項番①～③の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、各保健福祉事務所における地域福祉事業の実施計画書に記載された研修会講師の氏名及び役職名であることが認められる。

標記情報が条例第5条各号に定める非公開情報に該当するか否かについては、答申第699号で判断済みであることから、以下、当該答申を踏まえて当審査会の判断を示すこととする。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第699号において、標記情報は「特定研修会の講師の名前及び役職であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである」とし、また、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないとして、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当と判断した。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 別表 項番④及び⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番④は、「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」と題する文書に記載されている受講者の氏名であり、また、項番⑤は、「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度 構成員名簿」と題する文書に記載されている構成員のうち、

特定の4法人の担当者の役職名及び氏名であることが認められる。そして、標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものに該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開とした判断は妥当である。

#### ウ 別表 項番⑥及び⑦の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、公表前の未確定情報であることを前提に、特定会議の出席者から情報提供された特定事件を受けて実施された職員のこころのケアに関する面接対応実績人数であることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第702号において、「正式な記者発表における各種数値については、事実上、厳格な正確性が要求されており、かかる実情を踏まえると、未確定情報として提供された面接対応実績人数に誤りがあり、後日正式に行われる記者発表における数値と齟齬が生じた場合、正式な記者発表における数値の正確性が疑われ、結果、当該記者発表の信憑性自体を損なうおそれがあると言える。したがって、かかる情報は、公開することにより、後日予定されている記者発表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。」としている。

この点、本件処分時においては最終的な面接対応実績の人数は記者発表されていたと思料されるが、仮に、標記情報が記者発表された最終的な面接対応実績人数と一致しないものであったとしても、答申第702号の対象となった処分の時点から2年以上が経過している本件処分時に至っては、標記情報が途中経過の数値にとどまるものであったことは明白となっている以上、標記情報を公開したとしても、最終的に記者発表された数値の正確性に疑義を生じさせるような事態につながることは想定

し難い。

よって、本件処分時点においては、標記情報を公開しても、条例第5条第4号柱書に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

#### エ 別表 項番⑧及び⑨の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番⑧に係る情報は、特定年度研究奨励表彰の予備選考集計結果に関する情報であり、表彰候補となった作品の演題名、演者の氏名、演者の所属名及び予備選考集計結果等が記載されていることが認められる。また、項番⑨に係る情報は、特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰の推薦を受けた候補者の一覧であり、被表彰候補者の氏名、職業等、年齢、生年月日、推薦事項、推薦団体等が記載されていることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当審査会が実施機関に確認した結果によれば、本件処分時点においては既に最終的な表彰結果が公表されていたことが認められるものの、当該表彰が例年実施される事業であることを踏まえると、標記情報を公開することで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるところの実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できない。

よって、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

#### (3) 裁量的公開について

審査請求人は、条例第7条の規定に基づき、本件非公開情報の裁量的公開を実施すべき旨主張しているが、本件においては、同条を適用すべきであると判断するに足りる特別の事情があるとは認め難いことから、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

#### (4) 処分理由の追加について

審査請求人は、実施機関が弁明書で不開示理由を追加したことが違法である旨主張していることから、以下、この点について検討する。

当審査会が確認したところ、実施機関は、別表に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当する理由について、行政文書一部公開決定通知書においては、「標記非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。」と記載しつつ、弁明書では、「標記非公開情報に含まれる特定の個人の役職名について、これを公開した場合、他の情報と照合することによって当該特定の個人を識別できることから、部分公開もできないことを補足する。」と記載していることが認められる。

以上の記載内容を踏まえると、実施機関としては、既に本件処分時において、特定の個人の役職名が氏名と一体となって条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報（個人識別情報）に該当することも含めて判断していたことを前提に、弁明書においてはさらに、氏名を除いた役職名という部分だけであっても、他の情報との照合により特定の個人を識別できることから、条例第6条の規定に基づく部分公開の対象にもなり得ない旨、改めて説明したものと解される。すなわち実施機関は弁明書において、本件処分に含意していた非公開理由について、改めて部分公開規定の存在も踏まえた形で敷衍して説明したものであり、実施機関が弁明書の段階で新たな不開示理由を追加したものと認められない。

よって、弁明書で不開示理由を追加したとの審査請求人の主張は採用できない。

#### (5) その他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	文書区分	資料名称等	非公開情報	条例適用事項
①	A 文書	特定年度地域福祉関連事業実施及び計画書	研修講師に関する情報	第5条第1号 本文
②		特定年度地域福祉関連事業計画	研修講師に関する情報	
③		特定年度地域福祉関連事業実施計画書	研修講師に関する情報	
④	B 文書	神奈川県地域災害医療コーディネート研修受講状況	受講者に関する情報	
⑤		神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度構成員名簿	構成員に関する情報	
⑥	B 文書	特定事件に係る職員のこころのケア対応概要	「4 面接対応実績(9/8 現在)」の面接対応実績人数	第5条第4号 柱書
⑦		特定施設への支援について	「Ⅲ. 面接対応実績(9/2 現在)」の面接対応実績人数	
⑧		特定年度研究奨励表彰予備選考集計結果	予備選考集計結果に関する情報	
⑨		特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰被表彰者推薦一覧	表彰被推薦者に関する情報	

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 4 月 19 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 8 月 23 日 (第 247 回部会)	○ 審議
令和 6 年 9 月 17 日 (第 248 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和6年10月17日現在) (五十音順)